証券コード6835 2024年3月13日 (電子提供措置の開始日 2024年3月6日)

株主各位

東京都品川区西五反田七丁目21番11号 アライドテレシスホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長 サチエ オオシマ

# 第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上 げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://ir.at-global.com/stock05/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年3月27日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1.日時** 2024年3月28日(木曜日)午前10時30分 (受付開始:午前10時)
- 2. 場 所 東京都江東区有明三丁目5番7号 TOC有明4階 EASTホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

#### 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第37期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び 監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第37期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

#### 4. その他招集にあたっての決定事項

#### (1)書面による議決権行使の場合

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示を されたものとして取り扱わせていただきます。

#### (2) インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

# (3) 代理人による議決権行使の場合

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

<sup>◎</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<sup>◎</sup>電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

#### 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権 利です。下記をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送くだ さい。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の 意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

2024年3月27日(水曜日)午後5時30分到着分まで有効 行使期限

インターネットによる議決権の行使

詳細は次頁をご参照ください。



同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、又は議決権行使 ウェブサイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスのうえ、画 面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 <u>2024年3月27日(水曜日)午後5時30分受付分まで有効</u>

出席の場

当日ご欠席の場合

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年3月28日(木曜日)午前10時30分(受付開始 午前10時)

複数回行使された場合の 議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合 →インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただき ます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合 →最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

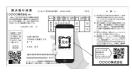
# インターネットによる事前の議決権行使



# スマートフォン等の場合 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力すること なく議決権行使ウェブサイトにログインすること ができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載の QRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の 案内に従って賛否を ご入力ください。



#### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC 向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載 の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

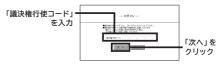
パソコンの場合 (2回目以降のスマートフォン等の場合)

議決権行使

議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



▲ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

株主名簿管理人

株王名簿管埋人 みずほ信託銀行 証券代行部 **000**。**0120-768-524** [ 受付時間 ]

# 株主総会参考書類

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役3名全員が任期満了となります。 つきましては、経営体制強化のため、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いす るものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

	監査等安員でない取締仅候補有は次のとおりであります。						
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数				
1 再任	Sachie Oshima サチエ オオシマ (1971年8月9日生)	2004年1月Allied Telesis, Inc. 取締役2004年3月当社取締役2005年5月Allied Telesis Capital Corp. 取締役2007年2月スタンフォード大学医学部特任准教授(現任)2007年3月当社取締役退任2010年3月当社代表取締役副会長2020年9月当社代表取締役会長兼社長(現任)アライドテレシス(㈱代表取締役会長 Allied Telesis, Inc. 取締役会長兼CEO(現任) Allied Telesis Capital Corp. 取締役社長兼CEO(現任)2023年3月アライドテレシス(㈱代表取締役社長(現任)	一株				
2 再任	Ashit Padwal アッシュ パドワル (1964年1月5日生)	2011年9月 Allied Telesis, Inc.チーフリスクオフィサー 2012年3月 当社取締役(現任) Allied Telesis, Inc.取締役(現任) Allied Telesis Capital Corp.取締役(現任) 2022年9月 サンノゼ州立大学法倫理学教授(現任)	一株				
3 新任	きむら しんいち 木村 進一 (1961年8月14日生)	1988年1月 当社入社 2004年7月 (㈱アライドテレシス開発センター(現㈱アライドテレシス総合研究所)執行役員製品技術本部長 2009年6月 当社執行役員CIO 2010年3月 当社代表取締役 2012年3月 アライドテレシス㈱代表取締役 2016年3月 当社及びアライドテレシス(㈱代表取締役退任 2020年3月 アライドテレシス(㈱シニアテクニカルアドバイザー 2023年3月 同社取締役上級副社長COO(現任)	128,000株				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4 新任	たかしま とらあき 高島 虎明 (1974年6月15日生)	2008年6月Allied Telesis, Inc. 入社2011年1月同社チーフコントローラー2014年4月当社執行役員2017年6月当社上級執行役員ファイナンス本部長2023年4月当社専務執行役員(現任)	一株
5 新任	Eu-Jin Lim ユージン リム (1968年5月13日生)	1992年6月Allied Telesis, Inc. 入社2006年6月同社エンジニアリング及び製造部門エグゼクティブ・バイス・プレジデント2010年2月同社取締役社長兼C002010年3月当社取締役2014年3月当社取締役退任2014年4月当社グループエンジニアリング及びオペレーション部門コンサルタント2022年12月当社グループ経営コンサルタント2023年6月Allied Telesis, Inc. 社長(現任)	一株

- (注)1. サチエオオシマ氏はアライドテレシス(㈱の代表取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社の100%子会社であり、特別の利害関係はありません。
  - 2. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は当該保険契約 の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は事業報告(17頁)に記載のとおりです。

#### 第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員・監査等委員でない取締役・監査等委員である取締役、当社グループ会社の従業員・取締役・監査役並びに社外協力者に対してストック・オプションとして新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を無償発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行は、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、確定金額報酬とは別に、その具体的な内容及び具体的な算定方法についても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の監査等委員でない取締役は5名(うち社外取締役は0名)、当社の監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役は3名)となり、新株予約権の割当数は、当社取締役(監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)に対し22,500個、監査等委員である取締役に対し2,500個が上限となります。

監査等委員でない取締役に対する割当は、監査等委員でない取締役の報酬等の決定方針に基づき、会社の業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して取締役会で決定することとしており、その内容は相当なものであると判断しております。

(1)特に有利な条件により本新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社の従業員、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役、当社グループ会社の従業員、取締役、監査役並びに社外協力者に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

(2)本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる本新株予 約権の数の上限

本総会の決議により割り当てることができる本新株予約権の数は50,000個を上限とする。また、本新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数は5,000,000株を上限とし、(4)①の規定に従い付与株式数が調整される場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(3)本新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

- (4)本新株予約権の内容
  - ①本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。) は当社普通株式100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式

分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割又は併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

②本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を決議した日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

(イ)本新株予約権割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の 算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げる。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後行使価額=調整前行使価額× 分割又は併合の比率

(ロ)本新株予約権割当日後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で新株式の発行又は本新株予約権自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新規発行×1株当たり 既発行<sub>+</sub>株 式 数 払 込 金 額

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式 総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、 自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式 数」に読み替える。

(ハ)上記のほか、本新株予約権割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調

整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

③本新株予約権を行使することができる期間

付与決議日より2年を経過した日から当該決議日より10年間とする。

④本新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権行使時において、当社の従業員・監査等委員でない取締役・監査等委員である取締役、当社グループ会社の従業員・取締役・監査役並びに社外協力者の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、当社又は当社グループ会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づく場合はこの限りではない。

- ⑤本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (イ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - (ロ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑥譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

- ⑦本新株予約権の取得条項
  - (イ)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
  - (ロ)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
  - (ハ)本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ⑧組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分

割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (ロ)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
- (二)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②に準じて決定する。
- (ホ)新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織 再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める行使期 間の満了日までとする。

(へ)新株予約権の行使の条件

上記④に準じて決定する。

(ト)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び 資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

(チ)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

- (リ)新株予約権の取得条項
  - 上記⑦に準じて決定する。
- ⑨本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- ⑩本新株予約権の公正価額の算定方法

当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等の額の算定の前提となる本新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以 上

# 事 業 報 告

(自 2023年1月1日) 至 2023年12月31日)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2023年1月1日~2023年12月31日)の世界経済は、ウクライナ紛争の長期化や中東情勢の緊迫化などによる地政学リスクの高まりや、各国の金融引き締めに伴う景気の減速見通し、不安定な為替相場など依然として先行きが不透明な状況が続きました。わが国経済は、コロナ後の新しい社会への対応が進む中、緩やかな回復を続けているものの、エネルギー価格の高止まりや人件費及び物流コストの増加などに伴う物価高が懸念材料となっています。

当社グループが属する情報通信機器業界におきましては、半導体をはじめとする電子部品や材料等供給の国際的ひっ迫の影響が軽減され、企業がデジタルトランスフォーメーション (DX) を推進しデジタルファーストに向かう中で、その基盤としてのネットワーク構築に対する設備投資需要が高まっています。

そのような事業環境の下、当社グループは、ワイヤレスやクラウド最新技術動向を踏まえた開発と製品化を強化し、高付加価値製品やサービスの拡販に努めてまいりました。また、自社生産による柔軟な製品供給体制の強みを活かし、顧客ニーズに沿ったきめ細やかな対応で顧客満足度の向上を図るとともに、自社ブランドの訴求に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、年間を通して日本で売上が好調に推移したことなどから、売上高は443億85百万円(前連結会計年度比7.0%増)となりました。

利益面では、為替変動などの影響から売上原価が上昇し、海外におけるソフトウェア開発拠点での人員増強による研究開発費の増加などにより費用の増加となりましたが、それを上回る増収効果により、営業利益は22億8百万円(前連結会計年度比17.1%増)となりました。しかしながら、前連結会計年度は外貨建資産に対する為替差益13億53百万円を計上しましたが、当連結会計年度は為替差損76百万円の計上となったことなどから、経常利益は19億21百万円(前連結会計年度比35.6%減)となり、さらに、前連結会計年度は特別利益として受取和解金を86億12百万円を計上しましたが、これは単年度のみの計上であったことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は10億89百万円(前連結会計年度比87.3%減)となりました。

当連結会計年度における当社グループの所在地別セグメント売上高の概要は以下のとおりです。

#### ■日本

日本では、引き続き人員増強による営業・サービス体制の増強を図り、ターゲット顧客市場に向けた提案型営業活動を強化してまいりました。このような取り組みの中、顧客市場別では、医療機関、自治体及び教育機関などからの受注が増加するなど、年間を通してソリューションビジネスの売上が好調となりました。製品別では、主力製品であるxシリーズ・スイッチ製品群が伸長し、サービス売上が増加しました。この結果、日本での売上高は279億97百万円(前連結会計年度比10.1%増)となりました。

#### ■米州

米州では、中南米での案件が好調となり、また、在日米軍基地の居住者向けのサブスク型サービス売上が引き続き好調となりました。一方、米国では、前連結会計年度における大型スポット受注からの反動減がみられました。製品別では、xシリーズ・スイッチ製品群が伸長しましたが、ネットワークインターフェースカードなどの出荷が減少しました。この結果、米州全体での売上高は74億19百万円(前連結会計年度比1.0%減)となりました。

#### ■EMEA (ヨーロッパ、中東及びアフリカ)

EMEAでは、フランス、イギリス、スペインなどでは文教及び公共案件からの受注が堅調となったものの、前連結会計年度に好調であったベネルクス三国などでの売上が当連結会計年度では減少しました。製品別では、xシリーズ・スイッチ製品群が堅調となり、産業用スイッチなどの出荷が増加しましたが、無線LAN製品やネットワークインターフェースカードなどの出荷が減少しました。この結果、EMEA全体での売上高は56億87百万円(前連結会計年度比1.9%減)となりました。

#### ■アジア・オセアニア

アジア・オセアニアでは、営業・サポート体制を再構築したほか、業種別ソリューションに沿ったパートナー開拓や大手ディストリビュータ開拓を強化したほか、キャンペーンの実施などによる拡販に取り組んでまいりました。このような取り組みの中、製品別では、xシリーズ・スイッチ製品群及び無線LAN製品の売上が好調となりました。この結果、アジア・オセアニア全体での売上高は32億80百万円(前連結会計年度比18.2%増)となりました。

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
売 上 高	41,497	44, 385	7.0%
日 本	25, 430	27,997	10.1%
米 州	7, 493	7,419	△1.0%
EMEA	5,796	5,687	△1.9%
アジア・オセアニア	2,775	3,280	18.2%
営 業 利 益	1,885	2, 208	17.1%
経 常 利 益	2, 982	1,921	△35.6%
親会社株主に帰属する当期純利益	8,605	1,089	△87.3%

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、ネットワークサービスのためのインフラ設備、検証用の評価機材、開発用機器、生産・検査用設備及び保守サービス用設備の取得など、総額8億46百万円の設備投資を行っております。

# (3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関からの借入れ及び市場からの直接調達など、資金需要ごとにより有利な方法で調達することとしております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが属する情報通信機器業界は、半導体の世界的な需給ひっ迫などから部品調達に困難な状況がみられ、製品の供給面での制約が生じています。

一方で、経済・社会のデジタル化加速によって、ネットワークの強靭化やWi-Fi 通信環境の更新需要が高まる中、増加するサイバー攻撃への情報セキュリティ対策、IT運用管理の複雑化に伴う業務負荷の軽減とIT専門分野の人材不足の解消といった喫緊の課題への対応は、当社グループの事業における拡大要素と捉えております。

このような経営環境の中で、競争力を維持するためには、潜在ニーズをいち早く捉えて、将来を見据えた技術の獲得や顧客ニーズへの様々な対応が不可欠であると同時に、サービスメニューの拡充など収益源の多様化が必須となります。

また、企業経営に対する健全性、透明性が求められる中、当社グループは、コーポレートガバナンスの確立、コンプライアンスの強化、会社情報の適時開示等を通して、これらの要求、要望に応えられるように取り組んでまいります。

#### (5) 企業集団の財産及び損益の状況

	[	☑ 分			第34期 (2020年12月期)	第35期 (2021年12月期)	第36期 (2022年12月期)	第37期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売	上		高	(百万円)	29, 381	33, 265	41,497	44,385
営	業	利	益	(百万円)	624	1,402	1,885	2,208
経	常	利	益	(百万円)	400	969	2,982	1,921
親当	会 社 株 主 ( 期 純	こ帰属す 利	トる 益	(百万円)	185	1,370	8,605	1,089
1 柞	朱当たり当其	月純利益金	金額	(円)	1.70	12.49	78.42	9.93
総	資		産	(百万円)	25,770	28,883	41,636	45, 495
純	資		産	(百万円)	4, 337	6, 201	15,768	17,467
1	株当たり	純資産	額	(円)	38.70	55.92	143.32	158.81

<sup>(</sup>注) 第36期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第36期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

# (6) 重要な親会社及び子会社の状況

# ① 親会社との関係

該当事項はありません。

# ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
アライドテレシス株式会社	1,987 百万円	100.0%	ネットワーク関連機器の開発、販売、保守
Allied Telesis International (Asia)Pte.Ltd.	19,583 千シンガポールドル	1 100 0%	ネットワーク関連機器の製造、物流統括、販売、開発
Allied Telesis, Inc.	18 千米ドル	54.2%	ネットワーク関連機器の開発、販売

# ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### **(7) 主要な事業内容**(2023年12月31日現在)

- ① ネットワーク関連機器の開発、製造、販売、保守及びコンサルティング
- ② コンピュータソフトウェア及び情報システムの開発、企画、製作、販売、 保守及びコンサルティング
- ③ 上記①②に関連する工事の設計、施工、運用・管理、保守及びコンサルティング

#### (8) 主要な営業所及び工場(2023年12月31日現在)

当 社	本社:東京都品川区					
国内拠点	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、 香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県					
海外拠点	アメリカ、メキシコ、オランダ、スペイン、ドイツ、ルーマニア、イスラエル、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナム、タイ、インドネシア、中国、台湾					

#### **(9) 使用人の状況**(2023年12月31日現在)

# ① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報通信・ネットワーク関連事業	1,850 (85) 名	58名増(15名増)
合 計	1,850 (85) 名	58名増(15名増)

<sup>(</sup>注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

# ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齡	平:	均 勤	続	年	数
39 (一) 名	6名増(-)	44.9歳			135	₹6	か月

<sup>(</sup>注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載して おります。

#### (10) 主要な借入先の状況(2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,874百万円
株式会社三菱UFJ銀行	950百万円
株式会社三井住友銀行	950百万円
株式会社りそな銀行	500百万円
Resona Merchant Bank Asia Limited	402百万円

# (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 2. 会社の株式に関する事項(2023年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 600,000,000株

(2) 発行済株式の総数 109,731,545株(自己株式472株を含む)

(3) 株主数 11,954名

(4) 大株主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
OSHIMA GENERAL HOLDINGS NO.1, LLC	47,660,000	43.43
横山 尚之	1,512,200	1.38
上田八木短資株式会社	1,344,700	1.23
野末 郁代	1,190,000	1.08
株式会社SBI証券	1,067,344	0.97
山和証券株式会社	900,000	0.82
松井証券株式会社	896,500	0.82
MSIP CLIENT SECURITIES	805,300	0.73
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	658,300	0.60
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	652,200	0.59

<sup>(</sup>注) 持株比率は、自己株式(472株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の氏名等(2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	サチエ オオシマ	スタンフォード大学医学部特任准教授 アライドテレシス株式会社代表取締役社長 Allied Telesis,Inc.取締役会長兼CEO Allied Telesis Capital Corp.取締役社長
取締役COO	小 原 淳	Allied Telesis Labs Ltd.取締役
取 締 役	アッシュ パドワル	Allied Telesis, Inc.取締役 Allied Telesis Capital Corp.取締役 サンノゼ州立大学法倫理学教授
取 締 役 (監査等委員)	井 上 隆 司	公認会計士 共栄会計事務所パートナー 株式会社ブロードバンドタワー取締役(監査等委員) HOUSEI株式会社取締役(監査等委員)
取 締 役 (常勤監査等委員)	新 井 章 治	_
取 締 役 (監査等委員)	石 本 和 昭	税理士 石本和昭税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役井上隆司、新井章治及び石本和昭の各氏は社外取締役であります。
  - 2. 当社は、監査等委員である取締役の井上隆司、新井章治及び石本和昭の各氏を東京証券取引 所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
  - 3. 監査等委員である取締役の井上隆司氏は公認会計士、同じく石本和昭氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 当社は、情報収集の充実を図り、内部統制部門との連携により監査の実効性を高めるため、 新井章治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
  - 5. 上記に記載の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償 責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査等委員並びに子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った場合は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

	•	
役員区分	支給人員	報酬等の額
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	5名 ( 1名)	177百万円 ( 3百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4名 (4名)	24百万円 ( 24百万円)
合 計	9名 ( 5名)	202百万円 ( 27百万円)

- (注) 1. 監査等委員でない取締役には、2023年3月28日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって 退任した取締役2名を含めております。
  - 2. 監査等委員である取締役には、2023年3月28日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって 退任した取締役1名を含めております。
  - 3. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第32回定時株主総会において年額7億円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は3名です。
  - 4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第32回定時株主総会において年額5千万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。
  - 5. 監査等委員でない取締役の報酬等は、会社の業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して 決定することとしており、個人別の具体的な内容の決定は、取締役会決議に基づき代表取締 役会長兼社長サチエオオシマに一任しております。委任をした理由は、会社の業績を勘案し つつ、各取締役の担当職務やその職務状況、貢献度等の評価を行うには、同人が適している と判断したためであります。
    - 取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針 と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。
  - 6. 監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

「(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

	S -1.11.1.23 ST -2.11.23					
区 分		氏	名		活動状況	
社外取締役 (監査等委員)	井	上	隆	司	当事業年度に開催された取締役会6回及び監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地、企業監査の経験から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。	
社外取締役 (監査等委員)	新	井	章	治	2023年3月28日開催の第36回定時株主総会終結の時以前は監査等委員でない社外取締役であり、在任中、当事業年度中に開催された取締役会2回の全てに出席いたしました。また、同総会終結の時をもって監査等委員である社外取締役に就任し、就任後、当事業年度中に開催された取締役会4回及び監査等委員会8回の全てに出席いたしました。主に経営に関する広範な知識、経験から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。	
社外取締役 (監査等委員)	石	本	和	昭	当事業年度に開催された取締役会6回及び監査等委員会10回の全 てに出席いたしました。 主に税理士としての専門的見地、企業監査の経験から、議案・審 議全般について適宜、必要な発言を行っております。	

<sup>(</sup>注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づくみなし取締役会 決議を71回実施しております。

# 5. 会計監査人の状況

# (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

# (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	62,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等及び過去の監査の 実績を検討した結果、当該報酬等に同意しております。
  - 2. 当社の連結子会社であるアライドテレシス株式会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
  - 3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額に はこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するときは、監査等委員全員の同意に基づく解任、又は監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性・専門性及び監査活動の適切性・妥当性の評価等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、現時点で責任限定契約は締結しておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努めます。

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制

「企業倫理規程」等のコンプライアンス体制に係る規程を、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。本件所管部署は法務室とし、同部署を中心に役職員への教育等を行い、その徹底を図る。内部監査人は、代表取締役の指示に従い、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に報告するものとする。法令上疑義ある行為等については、使用人が直接に情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。また、グループ全体のコンプライアンス体制の運用評価及び整備・強化・有効性の維持・向上のために必要な諸施策を提言することを目的とする「統合コンプライアンス委員会」を設置する。

# ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存及び管理する。監査等委員でない取締役及び監査等委員は「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

# ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において諸規則の策定、研修の実施等を行うものとする。さらに、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応は、「統合コンプライアンス委員会」を中心に行うものとする。新たに生じた重大なリスクについては、速やかに対応する責任者となる取締役を定め、対応にあたるものとする。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、全役職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、 その目標達成のために、各部門の具体的目標及び「職務権限規程」に基づく効 率的な目標達成のための方法を定める。業務担当取締役は、その進捗状況を定 期的に取締役会に報告し、取締役会は、その内容を検討の上、改善を促すもの とする。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵 守体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を与えるものとする。これに は、グループ各社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び 管理に関する体制の整備について指導することを含む。総務室は、これらを横 断的に推進し、管理する。
- ⑥子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る重要事項の当社への報告体制及 び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ※社が定める「グループ管理規則」に其ずいて、この社の業績、財務状況

当社が定める「グループ管理規程」に基づいて、子会社の業績、財務状況、 重要な人事、その他重要な情報について取締役会は定期的な報告を受け、その 状況に応じてリスク管理を行う。また、業務の効率性を確保する社内体制を整 備する。

⑦監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は置かないものとする。ただし、監査等委員会は必要に応じて総務部長の了承を得た上で、総務部所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その使用人は、その命令に関して取締役及び総務部長の指揮命令を受けないものとする。当該使用人の人事評価及び懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑧当社及び子会社の取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法令に定める事項(会社法第357条)に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を速やかに報告する。報告の方法は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会との協議により決定する。なお、監査等委員会に前項の報告を行ったものに対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会と代表取締役、業務担当取締役等との間の定期的な意見交換会 を設定する。また、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人から説明を受け るとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)の業務の適正を確保するための体制については、「統合コンプライアンス委員会」を設置し、その実効性を確認することとしております。当事業年度に関しては「統合コンプライアンス委員会」を2回開催しております。

#### 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」及び「買収防衛策」については、特に定めておりません。

なお、株式の大量買付行為等のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、関係諸法令に従い適切な措置を講じてまいります。

#### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的かつ継続的な株主への利益還元を経営課題として考えるとともに、社会のニーズや技術の進歩・動向などを見据えた研究開発を成長のための必要不可欠な投資と位置付けた上で、経営基盤の強化と財務体質の健全性の保持に努めております。その上で業績に応じた株主への利益還元を実施することを基本方針としております。

上記の基本方針に基づき、当期末の配当を1株当たり1円とする予定です。

なお、次期の配当につきましては、配当可能額の状況に加え、基本方針のとおり、 健全な財務体質の保持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実などの 様々な要素及び状況を勘案しつつ判断することとしているため、現時点で未定とさ せていただきます。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については 四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32, 805, 112	流動負債	19,861,833
現金及び預金	10,700,515	支払手形及び買掛金	3, 603, 194
受取手形、売掛金及び契約資産	8,087,406	1年内返済予定の長期借入金	1, 582, 000
リース債権及びリース投資資産	752, 237	リース債務	930, 441
商品及び製品	7,730,121	未 払 法 人 税 等 賞 与 引 当 金	319, 138 603, 873
   仕 掛 品	333,860	契約負債	9, 217, 970
原材料及び貯蔵品	2,079,454	そ の 他	3, 605, 213
その他	3, 295, 554	固定負債	8, 165, 481
貸倒引当金	△174, 037	長期借入金	4,641,826
固定資産	12,690,177	リース債務	2,532,579
有形固定資産	7, 913, 487	繰延税金負債	5,301
建物及び構築物	2, 260, 359	退職給付に係る負債	570,628
機械装置及び運搬具	679, 099	そ の 他	415, 145
工具、器具及び備品	663, 022	負 債 合 計	28, 027, 315
土 地	3, 028, 278	(純資産の部)	
		株 主 資 本	15, 609, 979
使用権資産	1,002,173	資 本 金	10,019,161
建設仮勘定	280, 553	資 本 剰 余 金	199, 447
無形固定資産	300, 355	利 益 剰 余 金	5, 391, 413
そ の 他	300, 355	自 己 株 式	△42
投資その他の資産	4, 476, 334	その他の包括利益累計額	1,816,956
投資有価証券	3, 270	為替換算調整勘定	1,816,801
繰 延 税 金 資 産	2,738,110	退職給付に係る調整累計額	155
そ の 他	1,740,540	新株予約権	41,038
貸倒引当金	△5,586	純 資 産 合 計	17, 467, 974
資 産 合 計	45, 495, 290	負 債 純 資 産 合 計	45, 495, 290

<sup>(</sup>注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (自 2023年1月1日) 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	7	科							目			金	額
売				上				高					44, 385, 722
売		-	Ŀ		原	ĺ		価					19, 342, 691
	売		Ł	1		総		利			益		25, 043, 031
販	売	費	及 で	ゾー	般	管	理	費					22, 834, 966
	営			業			利				益		2, 208, 065
営		業		外		収		益					
	受	取	禾	ı į	息	及	び	配		当	金	3,012	
	助		月	ķ		金		収			入	7,320	
	保		跨	É		返		戻			金	6,399	
	そ					の					他	7,719	24, 451
営		業		外		費		用					
	支			払			利				息	224,676	
	為			替			差	-			損	76,871	
	そ					の					他	9,063	310,610
	経			常			利				益		1,921,905
特		5	到		利	J		益					
	古	5	定	資		産	壳	į.	却		益	5,532	5,532
特		5	引		損	Į		失					
	減			損			損	Į			失	65, 425	65, 425
	税	金	等	調	整	前	当 ;	期	純	利	益		1,862,012
	法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税	804, 453	
	法	,	人	税		等	調		整		額	△32, 425	772,028
	当		其	FI		純		利			益		1,089,984
	親	会 社	: 株	主に	帰	属了	する	当	期糸	屯利	益		1,089,984

<sup>(</sup>注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書 (自 2023年1月1日) 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

株主資本					
資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
10,019,161	199, 447	4, 301, 428	△42	14, 519, 994	
		1,089,984		1,089,984	
			△0	△0	
_	_	1,089,984	△0	1,089,984	
10,019,161	199, 447	5, 391, 413	△42	15,609,979	
	10,019,161	10,019,161 199,447	資本金 資本剰余金 利益剰余金 10,019,161 199,447 4,301,428 1,089,984	資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 10,019,161 199,447 4,301,428 △42  1,089,984	

	7(	の他の包括利益累計			
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	1, 198, 904	8,300	1,207,204	41,038	15, 768, 237
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					1,089,984
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	617,897	△8,144	609,752	_	609,752
連結会計年度中の変動額合計	617,897	△8, 144	609,752	-	1,699,737
当 期 末 残 高	1,816,801	155	1,816,956	41,038	17, 467, 974

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

- I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
  - 1. 連結の範囲に関する事項
    - (1) 連結子会社の数 30社

主要な連結子会社名

- アライドテレシス株式会社
- · Allied Telesis, Inc.
- (2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社名

- · Allied Telesis Panama Inc.
- (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に 見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外 しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用関連会社の数
    - 該当事項はありません。
  - (2) 持分法を適用していない非連結子会社

Allied Telesis Panama Inc.は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が重要な影響を及ぼさないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Allied Telesis India Private Ltd.の決算日は3月31日であります。 連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない 移動平均法による原価法によっております。 株式等

- ② デリバティブ 時価法によっております。
- ③ 棚卸資産

商品及び製品 主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法(ただし、1998年4月1日以降に取(リース資産を除く)得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)により、海外連結子会社は、定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物 (3年~38年) 機械装置及び運搬具 (5年~6年) 工具、器具及び備品 (2年~20年)

② 無形固定資産 自社利用ソフトウェアは、社内における見込利用可能期間(3年又は5(リース資産を除く)年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準及び米国会計基準に基づき財務諸表を作成しており、それぞれ国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)及び米国会計基準第2016-02 「リース」(以下「ASU第2016-02号」という。)を適用しております。IFRS第16号及びASU第2016-02号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数により、発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

販売契約に基づいて商品又は製品を引渡す履行義務を負っており、引渡す一時点において 顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で履行義務が充足されると判断されることか ら、当該時点で収益を認識しております。

② 保守サービス

主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

③ 導入支援サービス、及びこれに附随する製品販売

履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

④ ファイナンス・リース取引

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨 建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (7) 重要なヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ 為替予約取引 (ヘッジ対象) 借入金の利息 外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

当社の市場リスク管理要領に基づき、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で必要な範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の評価は、原則としてヘッジ取引開始時点から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

#### Ⅱ. 追加情報

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

#### Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」 (前連結会計年度10,673千円)及び「保険返戻金」(前連結会計年度6,399千円)は、金額的重要性が 増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。 Ⅳ. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 2,738,110千円
- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性により判断しております。

一時差異等加減算前課税所得の見積りは、経営者によって承認された連結予算を基礎として経営環境等が当社グループの業績へ及ぼす影響等を勘案し、各社の回収可能と判断した見積可能期間で算定しております。その結果、将来回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

当該連結予算について、売上高においては受注状況や商談金額、費用においては過去の実績及び 人員計画等を勘案し、為替レートを想定した上で純利益を見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動及び為替変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

次の資産を担保に供しております。

科目

建物及び構築物	226千円
土地	1,698,721千円
	1,698,947千円

上記の担保資産に対する債務は次のとおりであります。

科目

1年内返済予定の長期借入金	108,000千円
長期借入金	366,000千円
計	474,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

11,916,530千円

#### 3. 財務制限条項

当社の連結子会社は、金融機関とリース契約を締結しております。これらの契約には財務制限条項が付されており、抵触した場合、当社グループは借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。主な内容は次のとおりであります。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2,000,000千円以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益と連結のキャッシュ・フロー計算書上の減価償却費の合計が2期連続して損失とならないようにすること。

当該契約に基づく債務の当連結会計年度末残高は、リース債務(流動負債)365,437千円 及びリース債務(固定負債)1,864,847千円であります。

# VI. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

主な場所	用途	種類	金額 (千円)
中華人民共和国	事業用資産	工具、器具及び備品	1,742
オーストラリア	事業用資産	使用権資産等	7,820
ニュージーランド	事業用資産	工具、器具及び備品等	1,572
シンガポール共和国	事業用資産	工具、器具及び備品・使用権資産等	18,621
タイ王国	事業用資産	工具、器具及び備品等	2,880
インド共和国	事業用資産	工具、器具及び備品	1,975
マレーシア	事業用資産	工具、器具及び備品等	12,941
フィリピン共和国	事業用資産	工具、器具及び備品	1,155
インドネシア共和国	事業用資産	建物及び構築物等	14,718
ベトナム社会主義共和国	事業用資産	工具、器具及び備品	1,996
	計		65, 425

当社グループは、事業の地域別セグメントを基礎としてグルーピングを行っており、販売会社用資産 については、地域単位でグルーピングを行っております。

また、本社、研究開発施設、自社工場等の独立してキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。

当連結会計年度において、当社グループ全体の事業用資産について、事業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みであることから、各資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(65,425千円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物17,324千円、工具、器具及び備品32,889千円、使用権資産13,765千円、 ソフトウェア1,445千円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、回収可能価額を見積り算定しております。

#### VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(畄位・株)

				(+ <u>1</u> 11. • 1/k)
株式の種類	当連結会計年度期首	增加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	109, 731, 545	-	-	109, 731, 545

#### 2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	471	1	-	472

(変動の事由)普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

- 3. 剰余金の配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2024年2月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

①配当金の総額 109.731千円

②配当の原資 利益剰余金

③ 1 株当たり配当額 1.00円

④基準日 2023年12月31日

⑤効力発生日 2024年3月29日

4. 新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

#### Ⅷ. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入やリース取引)を調達して おります。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、 後述するリスクを回避するために利用しており、投機的取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、リース債権及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その信用状況を定期的に把握する体制としています。

また、在外子会社の受取手形、売掛金及び契約資産は、為替リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、適宜先物為替予約を利用してヘッジをしております。

借入金及びリース債務については、営業取引及び設備投資等に係わる資金を短期及び長期の 適切な配分により調達しております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていま すが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定 化を図るために、個別契約毎にデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利 用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満た しているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規定に従い、取締役会の 承認を得た市場リスク管理施策に基づき、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っておりま す。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金 融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算出された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません((注2)参照)。

ラ と は ラ ら ら ら ら に						
	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)			
(1) 受取手形、売掛金及び 契約資産	8, 087, 406					
貸倒引当金(※1)	△174,037					
受取手形、売掛金及び 契約資産	7, 913, 368	7,912,860	△508			
(2) リース債権及びリース 投資資産	752, 237	1,056,657	304, 419			
資産計	8,665,606	8, 969, 517	303,911			
(1) 長期借入金(※2)	6, 223, 827	6,201,837	△21,990			
(2) リース債務(※3)	3, 463, 021	3, 463, 324	302			
負債計	9,686,849	9,665,161	△21,687			
デリバティブ取引	_	_	_			

- (※1) 受取手形、売掛金及び契約資産に対して計上している貸倒引当金を控除しています。
- (※2) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めております。
- (※3) 1年以内に期限が到来するリース債務を含めております。
- (注1) 「現金及び預金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

#### (注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表価額(千円)
非上場関係会社有価証券	1,377
非上場株式	1,892

#### (注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超(千円)
現金及び預金	10,700,515	_	_
受取手形、売掛金及び契約 資産	8,057,553	29, 853	-
リース債権及びリース投 資資産	242, 505	509,732	_

#### (注4)長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超(千円)
長期借入金	1,582,000	4,641,826	-
リース債務	930,441	2, 158, 928	373,651

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定

した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用い て算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
<b>区</b> 万	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産		7,912,860		7,912,860
リース債権及びリース投資資産		1,056,657		1,056,657
資産計		8, 969, 517		8,969,517
長期借入金 (1年内返済予定を含む)		6,201,837		6,201,837
リース債務 (1年内返済予定を含む)		3, 463, 324		3, 463, 324
負債計		9,665,161	•	9,665,161

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産の時価については、期末日より決済期日が1年超の売掛金及び契約資産はリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率により割り引いて算出する方法によっており、1年以内の受取手形、売掛金及び契約資産は短期間で決済されるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産の時価については、一定の期間ごとに分類した将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金、リース債務

これらは元利金の合計額を新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算出する方法によっております。

#### IX. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	日本	米州	EMEA(注)1	アジア・ オセアニア	合計
一時点で移転される財及 びサービス	14,721,689	5,035,064	5, 266, 984	3, 112, 010	28, 135, 748
一定の期間にわたり移転 される財及びサービス	12,911,073	2, 384, 022	420,781	168,986	15, 884, 864
顧客との契約から生じる 収益	27, 632, 763	7,419,086	5, 687, 765	3, 280, 997	44,020,613
その他の収益(注)2	365, 108	l	l	ı	365, 108
外部顧客への売上高	27, 997, 872	7,419,086	5,687,765	3, 280, 997	44, 385, 722

- (注) 1. ヨーロッパ、中東及びアフリカ。
  - 2. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)の範囲に含まれるリース取引等による収益であります。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な 事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のと おりです。

- 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
  - (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	7, 243, 584
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	7, 647, 006
契約資産(期首残高)	362,720
契約資産(期末残高)	440,400
契約負債(期首残高)	7,881,414
契約負債(期末残高)	9, 217, 970

契約資産は、導入支援サービス、及びこれに付随する製品販売において期末時点で履行義務の 進捗により収益を認識しておりますが、未請求の代金に係る対価に対する当社グループの権利に 関するものであります。契約資産は対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧 客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、保守サービス契約に基づき顧客から受領した前受収益であり、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,043,351千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとお りであります。

(単位: 千円)

	( T = 114)
	当連結会計年度
1年以内	3, 574, 111
1年超2年以内	2, 046, 094
2年超3年以内	1,610,492
3年超	1,987,271
合計	9, 217, 970

#### X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

158円81銭

2. 1株当たり当期純利益

9円93銭

(算定の基礎)

親会社株主に帰属する当期純利益

1,089,984千円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益

1,089,984千円

普通株式の期中平均株式数

109.731.074株

#### XI. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

子会社株式の追加取得

当社は、2024年1月4日に、当社連結子会社のAllied Telesis, Inc. の株式を40.6%を追加 取得いたしました。

#### (1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 Allied Telesis, Inc.

事業の内容

ネットワーク製品の開発、販売

② 企業結合の日

2024年1月4日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得する議決権比率は40.6%であり、議決権比率の合計は94.8%であります。 当該取引は、グループ会社としての一層の相乗効果の発揮と、意思決定の迅速化を目的と して行ったものであります。

#### (2) 実施する予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離 等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引 等のうち、非支配株主との取引として処理する予定であります。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価 現金 2.093百万円

取得原価 2,093百万円

- (4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
  - ① 資本剰余金及び利益剰余金の主な変動要因 子会社株式の追加取得
  - ② 非支配株主との取引によって減少する連結上の資本剰余金及び利益剰余金の金額 資本剰余金 199百万円 利益剰余金 1,893百万円

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

±√ □	人 帽	<b>1</b> 1 🖂	(単位・十円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	0 000 440	( 負 債 の 部 ) 流 動 負 債	2,080,551
流動資産	9, 938, 446	元 勤 員 債 1年内返済予定の長期借入金	
現金及び預金	7, 149, 917		1, 349, 276
受 取 手 形	747	未 払 金 買 掛 金	526, 025
売 掛 金	1,240,939	未払費用	4, 143 28, 058
前払費用	81,842	リース債務	18, 227
未 収 入 金	1, 373, 992	未払法人税等	13, 749
その他	91,006	預り金	7,416
		賞 与 引 当 金	30,738
	11,910,207	そ の 他	102, 915
有形固定資産	1,895,852	固定負債	8, 303, 283
建物	115, 120	長 期 借 入 金	4, 458, 157
構築物	226	リース債務	2,757
車 両 運 搬 具	78	退職給付引当金	21,494
機械装置	1,750	関係会社事業損失引当金	3,696,322
工具、器具及び備品	16,830	債務保証損失引当金	92, 332
土地	1,761,846	資産除去債務	6,010
無形固定資産	99, 318	そ の 他	26, 208
ソフトウェア		負 債 合 計	10, 383, 835
	98, 929	(純資産の部)	
そ の 他	388	株 主 資 本	11,464,818
投資その他の資産	9, 915, 036	資 本 金	10,019,161
投資有価証券	1,892	資本剰余金	211, 486
関係会社株式	8,688,402	資本準備金	211, 486
関係会社長期貸付金	220,654	利益剰余金	1, 234, 213
繰 延 税 金 資 産	655, 364	利益準備金	156, 390
関係会社長期未収入金	846, 481	その他利益剰余金	1,077,823
その他	348, 721	繰越利益剰余金	1,077,823
	, i	自     己     株     式       純     資     産     合     計	<u>△42</u> 11,464,818
貸     倒     引     当     金       資     産     合     計	△846, 481 21, 848, 653	負債純資産合計	21, 848, 653
		21 21 13 21 A H H	,, 000

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書 (自 2023年1月1日) 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	1	科				目		金	額
営		業		収	益				
	$\Box$	1	ヤリ	) テ	1 -	- 収	入	4, 847, 370	
	不	動	産	賃	貸	収	入	509,833	5, 357, 203
営		業		費	用				
		イ	ヤリ	) テ	ィー	原	価	14,660	
	研		究	開	発	i	費	5, 070, 465	
	不	動	産	賃	貸	原	価	436,540	
	不 そ 営			の			他	710,977	6, 232, 643
	営		業		損		失		875, 439
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	3,471	
	受		取	配	当		金	8, 985, 279	
	そ			の			他	488,618	9,477,370
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	30,947	
	関	係会	上事業	業損 失	引当金	と繰入	、額	711,012	
	為		替		差		損	149,716	
	そ			0)			他	742	892,419
	経		常		利		益		7,709,511
	税	引	前	当 其	月 純	利	益		7,709,511
	法	人税	住	民 税	及び	事 業	税	△248,399	
	法	人	税	等	調	整	額	△389,888	△638,288
	当		期	純	利		益		8, 347, 799

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日) 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

			(十匹・111)			
	株主資本					
	資本金	資本類	11余金			
	貝平並	資本準備金	資本剰余金合計			
当 期 首 残 高	10,019,161	211,486	211,486			
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	_	_	-			
事業年度中の変動額合計	_	_	_			
当 期 末 残 高	10,019,161	211,486	211,486			

	株主資本						
		利益剰余金			株主資本合計		
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式			
	小一一一一	繰越利益剰余金	利益利示並口引				
当 期 首 残 高	156,390	△7, 269, 976	△7, 113, 585	△42	3, 117, 019		
事業年度中の変動額							
当 期 純 利 益		8, 347, 799	8, 347, 799		8, 347, 799		
自己株式の取得				△0	△0		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	_	_	I	_	ı		
事業年度中の変動額合計	_	8, 347, 799	8, 347, 799	△0	8, 347, 799		
当 期 末 残 高	156,390	1,077,823	1, 234, 213	△42	11, 464, 818		

					純資産合計
当	期	首	残	高	3, 117, 019
事 業	年 度	中の	変 動	)額	
当	期	純	利	益	8, 347, 799
自	己 株	式(	の取	得	△0
株主資	本以外の項目	の事業年度中	中の変動額(	(純額)	-
事業年度中の変動額合計					8, 347, 799
当	期	末	残	高	11, 464, 818

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

- I 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - 1. 資産の評価基準及び評価方法
    - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等

子会社株式及び関連会社株式

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く) 並びに 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法 によっております。

主な耐用年数

建物

(3年~38年)

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法

構築物

(10年~15年)

工具、器具及び備品 (3年~20年)

(2) 無形固定資産 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(3年又は5年)に (リース資産を除く) 基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用して おります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用してお ります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上しております。

(2) 當与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給 見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上 しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方 法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数により、発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

(4) 関係会社事業損失引当金

子会社に対する将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(5) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案して損失負担 見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処 理しております。

#### 5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満た している場合は、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ 為替予約取引 (ヘッジ対象) 借入金の利息 外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の市場リスク管理要領に基づき、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で必要な 範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金 利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の評価は、原則としてヘッジ取引開始時点から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

(1) ロイヤリティ収入

当社の知的財産に関するライセンスを含む製品を販売することにより生じるロイヤリティ収入が生じています。ロイヤリティ収入は、ライセンス先の関係会社の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の関係会社において該当商品が販売された時点で収益を認識しています。

(2) 不動産収入

不動産収入は、関係会社に対する不動産賃貸に関わるものです。当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

### 7. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

#### Ⅱ. 追加情報

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用 する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務 対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務 対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

#### Ⅲ. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産655,364千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の 十分性により判断しております。 一時差異等加減算前課税所得の見積りは、経営者によって承認された連結予算を基礎として経営環境等が当社の業績へ及ぼす影響等を勘案し、回収可能と判断した見積可能期間で算定しております。その結果、将来回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

当該連結予算について、売上高においては受注状況や商談金額、費用においては過去の実績及び 人員計画等を勘案し、為替レートを想定した上で純利益を見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動及び為替変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

秋	[.]	Н	
1-	rı		

3.

構築物		226千円
土地		1,698,721千円
計		1,698,947千円
上記の担保資産に対する債務は次	のとおりであります。	
科目		
1年内返済予定の長期借入金		108,000千円
長期借入金		366,000千円
計		474,000千円
有形固定資産の減価償却累計額		88,712千円
保証債務		
Allied Telesis, Inc.		
リース契約に関する保証債務	(15,725千USD)	2,230,284千円
Allied Telesis International(Asi		
借入金に対する保証債務	(2,235千USD)	316,990千円
Allied Telesis (Hong Kong) Ltd.		
借入金に対する保証債務	(700千USD)	99,404千円
アライドテレシス株式会社		
リース契約に関する保証債務		23,985千円
アライドテレシスキャピタルジャバ	『ン株式会社	
割賦契約に対する保証債務		161,634千円
<u>債務保証損失引当金</u>		△92,332千円
<b>∄</b> ∱		2,739,965千円
関係会社に対する金銭債権債務(区	△丰二1 たとのなゆく	<b>\</b>
	カネハしだもりがほく	J .

4. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 2,531,816千円 短期金銭債務 358,649千円

### V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

 ロイヤリティ収入
 4,847,370千円

 不動産賃貸収入
 509,833千円

 研究開発費
 5,041,374千円

 <td業務委託費</td>
 24,115千円

 営業取引以外の収益
 9,054,544千円

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	471	1	-	472

(変動の事由) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

### VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

試験研究費	1,149,132千円
繰越欠損金	186,536千円
投資有価証券評価損	15,636千円
貸倒引当金	258,818千円
関係会社事業損失引当金	1,132,187千円
債務保証損失引当金	110,718千円
関係会社株式評価損	4,152,479千円
賞与引当金	11,175千円
退職給付引当金	13,073千円
固定資産減損	45,685千円
その他	10,597千円
繰延税金資産 小計	7,086,042千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△163,813千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,266,865千円
繰延税金資産合計	655,364千円

### ▼ 関連当事者との取引に関する注記 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	アライドテレシス㈱	東京都品川区	1,987,000 千円	ネットワーク関連機器 の開発、販売・保守		役員の兼任 ロイヤリティライ 決済代 所 発 所 発 委 手 債 務 保 所 発 委 長 済 保 済 任 賃 所 済 兵 済 兵 済 兵 員 氏 員 氏 員 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	ロイヤリティ収入注1 決済代行注2 受取配当金	4, 583, 534 27, 923, 643 7, 600, 000	売掛金 未収入金	875, 923 1, 146, 800
	Allied Telesis, Inc.	San Jose U.S.A	18 千米ドル	ネットワーク関連機器 の開発、販売	直接 54.2%	役員の兼任 開発委託 債務保証	研究開発 注3 債務保証 注4	1,521,717 2,230,284		-
子	Allied Telesis Capital Corp.	San Jose U.S.A	43,500 千米ドル	ネットワークサービス ネットワーク関連機器 の開発		役員の兼任 開発委託	研究開発 注3	790, 878	-	-
会社	Allied Telesis Asia Pacific Pte. Ltd.	Singapore	350 千米ドル	ネットワーク関連機器 の販売	間接 100%	ロイヤリティ受取	_	-	売 掛 金	365,016
	Allied Telesis Labs Ltd.	Christchurch New Zealand	5,280 千ニュージー ランドドル	ネットワーク関連機器 の開発		役員の兼任 開発委託	研究開発 注3	1,663,660	-	-
	Allied Telesis International (Asia)Pte.Ltd.	Singapore	19,583 千シンガ ポールドル	ネットワーク関連機器 の製造、物流統括、販 売、開発		開発委託 債務保証	債務保証 注5	316,990	-	-
	Allied Telesis (China) Ltd.	中国	20,678 千人民元	ネットワーク関連機器 の販売	直接 100%	_	_	_	関係会社 長期未収入金 注6	809, 352

#### (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. ロイヤリティ収入につきましては、子会社の販売価額を基準として合理的に決定しております。
- 2. 当社は、アライドテレシス株式会社の売上代金の回収等及び仕入代金の支払等に関する包括的な 決済代行を行っており、代理回収による入金額と代理支払による出金額の差額を取引金額として 記載しております。
- 3. 研究開発費につきましては、子会社の原価を基準として合理的に決定しております。
- 4. 債務保証は、リース契約について当社が債務を保証したものであります。 当該子会社の債務超過額に対し、92.332千円の債務保証損失引当金を計上しております。
- 5. 債務保証は、借入金について当社が債務を保証したものであります。
- 6. 関係会社未収入金に対し、809,352千円の貸倒引当金を計上しております。 当該子会社の債務超過額に対し、362,022千円の関係会社事業損失引当金を計上しております。

#### IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2. 1株当たり当期純利益

普通株式に係る当期純利益

普通株式の期中平均株式数

104円48銭 76円08銭

(算定の基礎) 当期純利益

8,347,799千円 8,347,799千円 109,731,074株

### X. 重要な後発事象に関する注記

子会社株式の追加取得

連結計算書類の「注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略して おります。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月29日

アライドテレシスホールディングス株式会社

取締役 会御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中 川 正 行 公認会計士 村 111 拓

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アライドテレシスホールディングス株式会 社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借 対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重 要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、アライドテレシスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の 当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示してい るものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記 載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会 社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容 を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの 整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当 監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程にお いて、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相 違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤 りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計 算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する ことが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成する とが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す ることにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ

て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存 続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施 に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月29日

アライドテレシスホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中 川 正 行

公認会計士 村 山 拓

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アライドテレシスホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適 正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- · 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度における取締役の 職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項及びその他の注記)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているもの と認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき 事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月1日

アライドテレシスホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 井上隆司 印

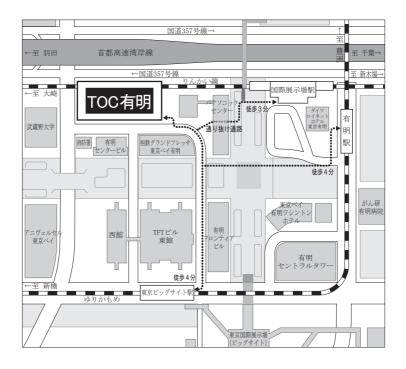
監査等委員 新井章治 印

監査等委員 石本和昭 印

(注)監査等委員 井上隆司、新井章治及び石本和昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に 規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図



〇場所 TOC有明4階 EASTホール(東京都江東区有明三丁目5番7号)

○交通 東京臨海高速鉄道りんかい線「国際展示場駅」 徒歩3分 東京臨海新交通りんかい線(ゆりかもめ) 「東京ビッグサイト駅」又は「有明駅」 徒歩4分 (ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。)